

社会保障・税に関わる番号制度における個人情報保護方策
(本人確認・法人番号)

1. 本人確認・認証、番号の真正性確保の論点

- 券面に番号を記載した公的個人認証に対応した顔写真付きのICカードを現行の住民基本台帳カードを改良の上、国民に配布し、対面での本人確認やオンラインでの認証に活用することが考えられる。
- 上記ICカードの配布方法については、その配布対象者が当該対象者であることを確認し、かつ、配布対象者に確実に配布されるよう法令で規定し、成りすまし防止を徹底する必要があると考えられる。
- 番号を取り扱う機関において、本人であることの証明手段がないまま、本人の申告による番号で本人確認が行われれば、成りすましの温床となり、制度そのものの根幹を揺るがしかねないことから、本人確認を行う際は、番号を本人確認の手段としない取り扱いとする必要がある。
- また、番号を取り扱う個別具体の手続きにおける本人確認のあり方については、その手続きごとに要求される本人確認の厳密さのレベルが異なることから、統一のルールを作成せず、引き続き個別のルールに基づき本人確認を行うことが考えられる。
- 上記ルールの作成・改定・運用等に当たっては、第三者機関が設置された後は、第三者機関が助言、指導等を行うことができることとすることが考えられる。
- なお、本人確認・認証が徹底されても、告知を受ける番号そのものの真正性を担保するものではないことから、法律に真正な番号を告知する義務を規定することが考えられる。
- 仮に真正性に疑わしい番号が判明した場合には、
 - ①番号を取り扱う国、地方公共団体は 付番機関又は付番機関から委託等を受けた機関に真正な番号を照会・確認を可能とすること、併せて、
 - ②真正な番号が判明した場合に、番号を取り扱う国、地方公共団体は、真正でない番号の削除又は真正な番号へ書き換えを可能とすることを法令等に規定することが考えられる。

2. 法人番号の論点

- 法人に関する情報については、現行の個人情報保護法制の射程外であり、法人番号に紐付けられる法人等の特定に必要な3情報（商号又は名称、本店又は主たる事務所、会社法人等番号）はいずれも公開されている情報であることから、法人番号については番号にかかる個人情報保護方策の射程外と考えられる。

本人確認

私はAです。



【本人確認】

- ①Aさんは架空の人物ではないか(実在性確認)
- ②Aさんは他人の成りすましではないか(同一性確認)



【本人確認の主な手法】

(1)本人確認書類の提示等

本人特定事項(氏名、生年月日、性別、住所、顔写真等)と申請書等との記載内容や本人の特徴とを照合

(2)面談等による確認

本人しか知りえない事項を口頭質問し、確認者側の記録と照合

(3)郵送を利用した確認

証書等などの関係書類を転送不要郵便で送付し、返送されずに送達されたことをもって「同一性」を確認

(4)公的個人認証の活用

- 番号の有無で各種既存の手続きに求められる本人確認のレベルは変わらないか
- 現に求められる本人確認のレベルは個別に定められている。
 - ⇒ 従来どおり、個別法又は個別のルールで対応してはどうか
- 仮に番号のみで本人確認が行われれば成りすましの温床になるおそれがある
 - ⇒ 法律で明示的に禁止してはどうか

番号の真正性確保

私(A)の番号は1234です。



【本人確認】

- ①Aさんは架空の人物ではないか(実在性確認)
- ②Aさんは他人の成りすましではないか(同一性確認)

【真正性確認】

- ③Aさんの番号は1234で間違いはないか

【真正性確認の主な手法】

- (1)窓口で本人による手続き
券面に番号が記載された顔写真付きICカードを提示
- (2)オンラインによる手続き
ICカードを活用
- (3)郵送や代理人による手続き
本人確認+番号が記載されたICカードの券面の写し



○番号の真正性確保は本人確認・認証と不可分

⇒ 本人確認と同様に、個別法又は個別のルールで対応してはどうか

○郵送や代理人による大量の手続きで逐一番号の真正性を担保することは困難

⇒ 国民の利便性にかんがみ郵送や代理人による手続きは存置せざるをえない。法律で虚偽の告知を禁止してはどうか。

⇒ 仮に真正性に疑わしい番号が判明した場合、付番機関等に真正な番号を確認のうえ、真正でない番号の削除や真正な番号への書き換えを可能としてはどうか